

●ピアサポート体制加算

ピアサポート体制加算の取得に当たっては、次に掲げる書類に、下記加算要件を満たすことを証する書類を添えて提出してください。

- ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- ・ピアサポート体制加算に関する届出書
- ・体制等状況一覧表（特定相談支援事業所にあっては介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表を、障害児相談支援事業所にあっては障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表）

●ピアサポート体制加算 100単位

次の要件1から3までのいずれの要件も満たすこと。

加算要件		区への提出物
要件1	地域生活支援事業として行われる「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって、次の（1）及び（2）に掲げるものを指定特定相談支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置していること。 （1）総合支援法第4条第1項に規定する障害者又は障害者であったと市町村長が認める者 （2）管理者、相談支援専門員、相談支援員その他指定計画相談支援に従事する者	・研修実施要綱 ・研修実施案内 ・研修カリキュラム ・研修修了証書の写し
要件2	要件1に掲げる者のいずれかにより、当該指定特定相談支援事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。	・研修記録
要件3	要件1に掲げる者を配置している旨を公表していること。 なお、ピアソポーター等の本人の氏名の公表を求めるものではなく、加算の算定要件を満たすピアソポーター等を配置している事業所である旨を公表することを求める趣旨であること。また、当趣旨の公表に当たっては、あらかじめピアソポーターである障害者等の本人に対し、公表の趣旨（※）を障害特性に配慮しつつ丁寧に説明を行った上で、同意を得ることが必要である。 ※ピアソポーターによる支援を希望する者に対し、事業所の選択の重要な情報として知つてもらうために公表するものである。	・公表していることが分かる書類、写真等

【備考】

- ・参考様式がない提出物については、任意の様式で作成してください。
- ・加算に係る届出の提出後も、加算を取得しつづけるためには、当該加算の取得要件を満たすことを引き続き記録してください。（区が提出を求めることがあります。）
- ・このほか、指定登録に係る届出事項に変更が生じる場合は、変更届を提出してください。